

# 受注型企画旅行契約 条件書(旅行業報抜粋)

本書面は、旅行業第12条の4による取引条件説明書及び同法第12条の5の契約書面となります

## 1. 受注型企画旅行契約

「手配旅行契約」(以下「契約」といいます)とは、播州交通株式会社(以下「当社」)が、お客様の依頼により旅行サービスの提供を受けるよう手配をお引き受けする契約をいいます。

## 2. 手配料金

- A 当社は、旅行の手配にあたり 運送機関・宿泊施設等に支払う運賃・料金・その他費用(以下「旅行費用」といいます)のほか、旅行費用総額の15%以内の取扱い料金を申し受けます。
- B お客様が、手配を依頼した運送機関・宿泊施設等が、満席・満室の理由で手配不可能となった場合でも、所定取扱い手数料を申し受けます。

## 3. 契約の申込み・契約の成立

- A 契約を申込みをされるお客様は、別紙の申込書にご記入の上、所定の申込み金を添えてお申込みください。(お申込み金とは、旅行総額の20%をいいます)
- B 契約は、当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時点で成立します。
- C 当社は、書面による特約をもって 申込金の受理なく契約をお受けする場合があります。この場合は、当社が、契約書面及び企画書面に記載し提出します。
- D 前A号の申込金は、旅行代金・取消し料金の一部に充当されます。

## 4. 契約の変更

- A お客様から契約内容の変更の求めがあった場合、可能な限りお求めに応じますが、日程変更も含め旅行代金の一部を変更させていただく場合がございます。
- B お客様から契約変更のお申し出をお受けした場合、変更に伴う運送機関・宿泊施設・入場施設等の違約料及び変更手数料は、お客様にご負担いただきます。

## 5. 契約の解除

- A お客様の都合により契約を解除される場合は、以下の料金を申し受けます。
  - 1)第2項Bに掲げる手配料金
  - 2)お客様が、既に提供を受けた旅行サービスにかかった費用(すでに旅行されたサービスの一部)
  - 3)未だサービスの提供を受けていないサービスにかかる違約料・その他の旅行サービス機関に支払う費用全般
  - 4)前号にかかる費用の他、当社が、必要とした取消し手数料(実費・通信費を含みます)
- B 当社は、天災・地変・交通機関のストライキ等 当社の責に帰さない事由が、生じた場合は、契約を解除させて頂く場合がございます。この場合 旅行開始までの場合は、収められた全額を返金させていただきます。但し、旅行開始後又は、旅行中の場合 既に提供を受けたサービスに係る費用を差し引きして払い戻しをさせていただきます。

## 6. 当社による契約解除

- A 当社は、所定の期日までに旅行代金の入金が、なされない場合は 当社から契約の解除をすることがあります
- B この場合 第5項のAにより 料金を申し受けます。

## 7. 旅行代金の変更

旅行開始前に運送機関の運賃改正・宿泊施設の料金改訂・入場料金の変更など生じた場合は 旅行代金を変更させていただく場合がございます。

## 8. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合には、旅行終了 速やかに精算させていただきます。

## 9. 団体・グループ手配契約

同じ行程を同時に旅行する複数のお客様(以下「構成員」といいます)が、その責任ある代表者を定めて申し込んだ契約については、以下により取扱うものとします。

- A 当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます)が構成員の契約の締結に関する一切の権限を有するものとみなし当該契約に関する取引を契約責任者との間で行います。契約責任者が、旅行に同行しない場合は、旅行開始後は、契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。
- B 当社は、契約責任者と申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受ける場合があります。この場合は、契約書面及び企画書面(見積書等含む)に記載し提出します。但し、旅行費用の総額が100万を超える場合は旅行契約締結後、速やかに申込金の収受します。申込金は、旅行総額の20~50%とします。
- C 当社は、契約責任者が、構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務・義務について何ら責任を負うものではありません。
- D 契約が締結された場合は、契約責任者は、当社が定める日までに構成員数の通知をし名簿を提出しなければなりません。
- E 当社は、契約責任者から人数変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。ただし、この変更によって生ずる旅行費用の増減及び手数料は、構成員に帰属するものとします。
- F 当社は、契約責任者からの求めにより「添乗サービス」を提供することがあります。この際、添乗サービス料金を申し受けます。(サービス料金は、別途定めるところによります) 添乗サービスの業務時間帯は、原則 午前8時から午後8時までとします。

## 10. 当社の責任・免責

- A 当社は、当社又は当社の手配代行者の故意や過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害を賠償する。但し、損害発生の日より2年以内に当社に申し出があった場合に限りります。
- B 次の場合は、原則として当社は、責を負いません。
  - (ア)天災地変・戦乱・暴動のために生ずる旅行日程変更・旅行中止
  - (イ)運送・宿泊機関の事故若しくは火災のために生ずる旅行日程変更・旅行中止
  - (ウ)日本若しくは外国の官公省の命令、外国の出入国の規制、伝染病による隔離などで生ずる旅行日程変更・旅行中止
  - (エ)運送機関の遅延、不通、旅行提供サービス機関の争議行為のために生ずる旅行日程変更・旅行中止
  - (オ)その他 自由行動中の事故 食中毒 盗難 についても当社は、責任を負いません。

## 11. お客様の責任

当社は、お客様の故意・過失により当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。

## 12. 個人情報の取扱いについて

当社は、お客様の個人情報について お客様との連絡に利用させていただくほか申し込まれた旅行の手配代行者や運送機関・宿泊機関等のサービスを受けるために必要な範囲で利用させていただきます。

又、お客様に郵便・宅配を通じて書類送付等に利用させていただく場合もあります。

個人データの提供の停止をご希望になる場合は、当社宛にご通知ください。

## 13. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、国土交通大臣認可の旅行業約款に定めるところによります。

以上 必ずご一読いただきますようお願い致します。

播州交通株式会社

兵庫県知事登録 第3-596号

兵庫県加古川市加古川町溝の口507番地

TEL:079-421-2915